

厚木市告示第328号

ふるさと納税寄附金に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、ふるさと納税寄附金の納付について、次のとおり指定納付受託者に指定したので、厚木市財務規則（昭和44年厚木市規則第40号）第55条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和8年8月31日

厚木市長 山 口 貴 裕

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
所在地 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

2 対象

ふるさと納税寄附金
ただし、インターネットによる申込みにより納付されるものに限る。